

新見市省エネ家電買替促進支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、物価高騰による家計負担の軽減を図るとともに、脱炭素化の推進に努めるため、住宅用として省エネルギー性能の高い家電製品に買い替えた市民に対し、予算の範囲内において新見市省エネ家電買替促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、新見市補助金等交付規則（平成17年新見市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(省エネ家電製品の種類)

第2条 補助金の交付対象となる家電製品（以下「省エネ家電」という。）の種類は次の各号に掲げるものとする。

- (1) エアコン 日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が、100%以上（目標年度：2027年度）のもの
- (2) 高効率給湯器 国が実施する子育てグリーン住宅支援事業又は給湯省エネ事業において、その補助対象となる製品として登録されているもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金申請日時点において、本市に住民登録のある者
- (2) 自ら居住する市内の住宅に設置してある従来型のエアコン又は給湯器を省エネ家電に買い替え、設置した者
- (3) 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しない者

(補助対象機器)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条第1項第2号の買い替え後の省エネ家電（以下「補助対象機器」という。）について、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 市内に所在する店舗又は事業者で、令和7年12月19日以降に購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したもの除く。）であること。
- (2) 既存機器を買い替えるために自ら購入し、設置したものであること（リース及びレンタルを除く。）。
- (3) 製品保証があること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、省エネ家電の購入及び設置に要した費用のうち、本体費用、工事等の設置に要する費用、設置に必要な部品及び付帯設備等の費用並びに運搬料とし、10万円以上とする。ただし、次に掲げる額は除くものとする。

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) クーポン券等で割引された額
- (3) リサイクル又は撤去・廃棄処理に係る費用

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 補助対象経費が15万円以上のとき5万円
- (2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満のとき3万円

2 補助金の交付は、1世帯あたり1品目とし、1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 申請者は、補助対象経費の支払日から起算して60日を経過した日又は令和8年12月25日までのいずれか早い日までに、新見市省エネ家電買替促進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書又はレシート（以下「領収証等」という。）の写しで、次に掲げる事項が全て記載されているもの

- ア 購入日
- イ 購入した店舗又は事業者（市内に所在する店舗又は事業者）
- ウ 購入製品名又は型番
- エ 購入費用及びその内訳

(2) 保証書の写し（型番及び製造番号が記載されているもの）

(3) 設置場所が確認できる書類の写し（購入した補助対象機器の納品日又は設置日及び納品先住所が記載されているもの）

(4) 補助対象機器設置後の写真

(5) エアコンの場合は、買替え前の物品を処分する際の家電リサイクル券の写し、高効率給湯器の場合は、買替え前の物品を処分する際に店舗又は事業者が発行する廃棄証明書（様式第2号）

(6) その他市長が必要と認める書類

2 第1項の申請の受付は先着順に行うものとし、予算の範囲を超えたときは受付を停止する。ただし、予算の範囲を超えることとなった日の受付については、その日に申請があつたもので抽選を行い、受付の順番を決定するものとする。

(補助金の交付決定及び確定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合はその内容を審査し、適正と認めたときは補助金の交付を決定し、新見市省エネ家電買替促進支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者からの新見市省エネ家電買替促進支援事業補助金交付請求書（様式第4号）による請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

は、その交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助金交付決定対象者は、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合は、この限りではない。

(状況調査)

第13条 市長は、必要に応じて当該補助金交付に係る省エネ家電の設置状況の調査を行うこととし、補助金交付決定対象者は、これに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第10条に規定する交付決定の取消し、第11条に規定する補助金の返還、第12条に規定する財産処分の制限及び第13条に規定する状況調査については、同日後もなおその効力を有する。